

ANALYSE ET COMMENTAIRE DE TEXTES OU DOCUMENTS EN JAPONAIS

Durée : 6 heures

Analysez et commentez, **en japonais**, les quatre documents suivants :

DOCUMENT 1

社説 [復帰 50 年 沖縄と憲法] 9 条改正を論じる前に

日本国憲法は 1946 年 11 月 3 日公布され、翌 47 年 5 月 3 日施行された。

新憲法を審議したのは、46 年 4 月に行われた戦後最初の衆院選に当選した人たちだった。この中に沖縄県の代表は含まれていない。

米軍占領下にあった沖縄住民の選挙権は停止されていたのである。

52 年 4 月 28 日にサンフランシスコ講和条約が発効し、沖縄の統治が米国に委ねられる。72 年 5 月 15 日に施政権が返還されるまで、憲法は沖縄に適用されなかつた。

憲法を制定する議会に代表を送ることができず、しかも米国統治下で長期にわたって憲法が適用されなかつたことは極めて重い歴史的事実である。

復帰はこの問題を全て解決したのだろうか。

復帰によって憲法、日米安保条約、日米地位協定が沖縄にも適用されるようになつた。だが、「本土並み」という言葉はまやかしにすぎなかつた。

復帰後に明らかになつたのは、戦後日本の「主権回復」が、いまだ道半ばだという現実だつた。

沖縄返還を巡る日米交渉で米側は「5・15 メモ」が示すように、これまでと変わらない基地の使用を手に入れた。

沖縄では依然として、憲法体系よりも安保体系が優先され、その結果、地方自治が大きな制約を受け、市民生活が脅かされている。

岸田文雄首相は、年頭所感で憲法改正は「本年の大きなテーマだ」と意欲を示した。

野党の日本維新の会と国民民主党も改憲論議に積極的だ。夏の参院選の大きな争点に浮上する可能性がある。

政党間の憲法改正論議に決定的に欠けているのは「沖縄の視点」である。

日米地位協定は条文を読んだだけでは、運用実態は分からぬ。米軍の具体的な特権を明示しているのは地位協定の合意議事録である。

「日米地位協定は、条文ではなくこの合意議事録にもとづいて運用されてきた。ここに最大の問題がある」（山本章子著『日米地位協定』）

沖縄には米軍専用施設の約 7 割が集中している。本島の演習場だけでなく、本島周辺には訓練空域、訓練水域が張り巡らされ、低空飛行や民間地域での訓練もしばしばだ。

復帰 50 年を迎える沖縄の現状は異常といふほかない。

改憲に熱心な安倍晋三元首相は、「戦後レジームからの脱却」を繰り返し主張してきた。

だが、沖縄にとって戦後レジームとは、米国の排他的統治権の下で築かれた膨大な米軍基地群を将来にわたって維持し、米軍の行動の自由を保障する仕組みのことである。

9条改正が政策決定の方向付けに影響を与えるのは確実だ。懸念されるのは沖縄の基地負担が固定化され、日米の軍事一体化と沖縄の要塞（ようさい）化を招くことである。

この現実を直視し、今の状況を抜本的に改善することが優先されなければならない。

『沖縄タイムス』2022年1月11日

DOCUMENT 2

【写真まとめ】沖縄の本土復帰50年 半世紀前を写真で振り返る

今年は沖縄が本土に復帰して50年を迎えます。米軍統治下、車は右側通行でした。ドルから円への通貨交換のために準備された大量の紙幣、洋酒の買い占め騒ぎ……。復帰の日である1972年5月15日前夜の街のにぎわいや当日の式典の様子など、朝日新聞社が所蔵する写真で半世紀前を振り返ります。



『朝日新聞 DIGITAL』 2022年1月1日

DOCUMENT 3

社説 沖縄復帰 50 年 本土の心離れていないか

太平洋戦争末期に米軍に占領され、戦後も米国に統治されていた沖縄は、1972 年 5 月 15 日に日本へ復帰した。今年はそれからちょうど 50 年となる。

悲惨な地上戦の舞台となり、他国に 27 年間も支配された沖縄は、日本のどの地域とも違う苦難の歴史をたどった。それによって生じたひずみは復帰から半世紀の今も解消されていない。

■ 「雪が降る」のうわさ

「日本に復帰したら、沖縄にも雪が降る」—。復帰の 1~2 年前、沖縄の小学生の間でこんなうわさが広がったという。

那覇市に生まれ育ち、沖縄の復帰後についての著書がある編集者の新城和博さん（58）は、それをよく覚えている。

「学校で復帰について教わるんだけど、子どもにとっては『日本になる』の意味がよくわからない。それで子どもなりにイメージしようとして『島ごと動いて九州にくっつくのでは』『それならきっと雪も降る』などと話していました」と語る。

当時、米国の統治下にあった沖縄の人々が熱烈な「祖国復帰運動」を繰り広げたのは、復帰を「米国の横暴な支配からの脱却」と位置付けたからだ。

日本政府は米国との復帰交渉で「核抜き、本土並み」の原則を掲げた。「本土並み」は日米安保条約の適用と施政権に関する条件だが、沖縄の人々には「復帰すれば本土と同じになれる」という希望の言葉だった。「雪が降る」の想像も、そんな期待の中で生まれたのだろう。

■ 基地の集中は増した

それから 50 年。沖縄は「本土並み」になったのだろうか。

沖縄県資料によれば、復帰の年（72 年）の 1 人当たり県民所得は全国平均の 59・5%。それが 2018 年度には 74・8% に縮まった。しかし、同所得の都道府県ランキングで沖縄はほぼ毎年最下位である。米国統治下の輸入偏重政策で、製造業が育たなかつたのが響いている。

米軍基地はどうか。沖縄県内の米軍専用施設の面積は、復帰の年が 2 万 7893 ヘクタールだった。それが 20 年までに 1 万 8484 ヘクタールに縮小している。

ただ集中の度合いでいえば、全国の米軍専用施設面積に占める沖縄の割合は、復帰の年は 58・7% だったのが、20 年には 70・3% に上昇。本土に比べて沖縄での基地削減は進まず、集中度はむしろ増している。

米軍の横暴な振る舞いも相変わらずだ。軍用機やヘリが墜落しても米軍は県警に現場検証もさせない。昨年は発がん性が疑われる物質を下水に流したことが発覚した。そんなニュースが流れるたび、沖縄の人々は「本土との違い」を強く意識する。

■ 無理解と無関心では

日本政府は今、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設を強引に進めている。米軍優遇の根拠である日米地位協定の見直しには取り組もうともしない。沖縄県民が上げ続ける声は、ほったらかしにされている。

では、本土の住民の意識はどうか。16 年 10 月、沖縄県東村で米軍ヘリ基地建設工事に抗議する住民に対し、本土から警備の応援に派遣されていた機動隊員が「土人が」と言い放った。

折しも同じ年の 1 月、沖縄本島での観測史上初となる雪（みぞれ）を記録した。子どもたちが「日本になる」の象徴としてイメージしていた自然現象が現実になっ

た。しかしそれとは裏腹に、本土の住民は沖縄との一体感を強めるどころか、無理解と無関心により沖縄から遠ざかっているようにさえ見える。

本土の住民はこの 50 年間、かつて「日本になる」ことを夢見た沖縄の期待に応えてきただろうか。節目となる今年、沖縄と本土との関係を改めて見つめ直し、その距離を縮めたい。それには、本土の住民が沖縄の歴史と現状を知り、沖縄の心を想像する努力が求められている。

『西日本新聞』 2022 年 1 月 4 日

DOCUMENT 4

沖縄の感染爆発に見えた「日米地位協定」の泣き所 ワクチン過信の米軍クラスターと相手任せの外交

マスクを着用しないアメリカ軍関係者

のっけから私事で恐縮だが、2021 年 8 月に子どもが生まれた。私の暮らしている沖縄では、同年 7 月末から新型コロナウイルス感染者数が人口 10 万人当たり全国ワーストを維持し続けていたため、夫は出産の立ち合いどころか、出産後もガラス窓越しに一瞬わが子を見ることしか許されず、そのまま退院まで会えなかった。

出産前の定期検診では毎回、「アメリカ軍関係者と 2 週間以内に接触していないですか」と確認された。もし接触があると、PCR 検査の陰性証明書を出さないと診察を受けられない。

「差別では？」

「アメリカ軍基地の従業員や、パートナーがアメリカ兵関係者の人は？」と疑問を感じなくはなかった。沖縄県も、基地従業員に対する診察拒否などの差別的扱いをしないよう、医療機関に繰り返し要請している。

しかしながら当時、2 回のコロナウイルスワクチン接種を完了していたアメリカ兵は在沖アメリカ軍の約 7 割で、接種を拒否する者もあり、そうした者に対する処分もまだなかった。8 月末に国防総省がアメリカ兵のワクチン接種を義務づけ、10 月以降に接種拒否は除隊処分とする方針が出されている。

ワクチンを 2 回接種したとしてもコロナに感染してしまう、いわゆるブレークスルー感染があることはすでに明らかになっているが、アメリカでは 2021 年 5 月から 2 回の接種を終えた者は屋内外でマスクを着用しなくてよくなった。同 10 月からは在日アメリカ軍も基地内ののみ同じ方針をとり、沖縄では基地外でもマスクを着用せず出歩くアメリカ兵の姿が散見された。

しかも、後に判明したが、私の出産後も沖縄の感染者数は増え続け、緊急事態宣言が何度も延長される中で、アメリカ軍は昨年 9 月 3 日から本国出国時の PCR 検査を中止していた。日本入国直後の検査もないまま、入国情報の隔離期間も 14 日間から 10 日間に短縮。そのうえ、特定の建物への隔離から基地内隔離へと変わり、陽性者がマスクをせずに基地内のレストランや売店、娯楽施設に自由に出入りできる状態になっていた。

昨年 12 月 17 日に沖縄のキャンプ・ハンセンで 70 人の陽性者がいたことが発覚したのを発端として、全国のアメリカ軍基地でクラスターが発生しているが、在日アメリカ軍司令部は外出制限などの対応方針を各基地の司令官に一任し続けていた。同司令部が方針を出して、すべての在日アメリカ軍関係者に入国直後の PCR 検査を

行うことにしたのは 12 月 30 日。マスク着用を義務づけたのは翌 22 年 1 月 6 日で、その日の在沖アメリカ軍関係者の感染者数は 162 人、累計 4027 人。

クラスターは起こるべくして起きたことがよく分かる。時すでに遅し、アメリカ軍が沖縄に持ち込んだオミクロン株は日本人の基地従業員を経由して、爆発的な市中感染の一因となった。

日本側は在日アメリカ軍に水際対策を講じられない

日米地位協定第 9 条では、アメリカ兵、軍属に加えて一般人でしかない家族も含めたアメリカ軍関係者は日本入国時の検疫が免除される。アメリカ軍関係者はチャーター便でアメリカ本国や海外の基地から直接、在日アメリカ軍基地に入れるということもあり、日本側は在日アメリカ軍に対して水際対策を講じることができない。

沖縄県は 1990 年代から第 9 条の見直しを求めてきたが、想定されていたのは主にアメリカ軍関係者が持ち込む動植物の検疫だった。持ち込まれた外来種が沖縄の生態系を破壊したり、大麻など違法薬物の栽培につながったりしたからだ。新型コロナウイルスが登場するまで、アメリカ軍が感染症の拡大を引き起こす事態は想定されていなかった。

そのため、日本の水際対策を無視して自由に出入国できるアメリカ軍関係者が、日本よりもはるかに感染者数が多いのに、ワクチンの効果を過信してコロナ対策が甘かったアメリカの状況をそのまま持ち込むことになった。

日米地位協定の所管である外務省は、在日アメリカ軍との間で、日本の水際対策に近い「整合的」な措置を取ることを確認していたが、9 月以降の方針転換を知らされていなかった。ただし、10 月以降に入国直後のアメリカ兵が基地内をマスクなしで自由に歩き回るようになると、日本人基地従業員の組合である全駐労沖縄は、従業員の安全のために基地内でアメリカ兵がマスクを着用するよう繰り返し団交している。

制度ではなく運用の問題

全駐労沖縄の要請は沖縄防衛局にも上がっていた。もし、防衛省が同じ要請を在日アメリカ軍司令部と国防総省に行っていれば、感染状況がここまで悪化することは防げたのではないか。

また、沖縄には外務省の国内唯一の出先機関である沖縄事務所もあり、在沖アメリカ軍の渉外担当部署である基地政務外交部と定期的に連絡を取り合っている。沖縄を歩いていれば、基地の外でもマスクをせず歩いているアメリカ兵が目につくのに、なぜ沖縄事務所は基地政務外交部に状況を確認しなかったのか。

このように、今回、アメリカ軍基地で発生したクラスターとその影響の深刻さは、日米地位協定の制度の問題以上に、運用上の努力の部分が問われなければならない。日本と同内容の地位協定をアメリカと結んでいる韓国では、感染拡大に伴う同国新たな水際対策に沿って、在韓アメリカ軍が 12 月 3 日から入国直後のアメリカ軍関係者に到着初日と 1 週間後の 2 回、PCR 検査を受けさせ、それまで容認していた自宅と職場との間の移動も禁じている。これは韓国政府の政治交渉の結果だ。

同盟国間の信頼関係は不断の努力なくしては成り立たない。日本の相手任せの外交では事態が好転するはずもない。

山本章子（琉球大学人文社会学部国際法政学科准教授）
『東京経済 ONLINE』 2022 年 1 月 8 日